

令和 9 年度 広島県高等学校等奨学金
予約募集事務処理要領【学校用】

【問合せ先】

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

(〒730-8514 広島市中区基町 9-42)

電話 082-513-4996

[受付日時] 月曜日～金曜日（祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

（メールでお問合せの際は、件名を「**奨学金予約募集**」としてください。）

1 制度概要（予約募集）等

制度概要等については、「令和9年度 予約募集案内【申請者用】」を参照してください。

2 生徒・保護者等への周知について

申請については、生徒等が原則としてオンライン（電子申請）で情報を送信して行います。

支援が必要な生徒等に申請漏れが生じないよう、奨学金制度及び予約募集について周知をお願いします。

やむを得ない事情によりオンラインで申請ができない生徒等から相談があった場合は、広島県教育委員会に連絡するよう案内してください。

3 推薦手続について

広島県教育委員会から生徒の在籍校に推薦調書の提出を依頼しますので、次の推薦基準等に基づき推薦してください。

また、申請内容に不備や確認が必要な事項がある場合は、県教育委員会の担当者から申請の差戻し又は保護者等への電話連絡等を行います。保護者等と連絡が取れない場合には、学校へ問い合わせることがありますので、その際は御協力をお願いします。

推薦基準等について

推薦に当たっては、申請者が「高等学校等に入学しようとしていること」及び「学習状況が良好であること」を確認して推薦してください。

「学習状況が良好であること」とは、次のいずれにも該当することをいいます。

1 性行不良でないこと（生徒指導上の問題行動がないこと）

生徒指導上の問題行動とは、暴力行為、飲酒・喫煙、金銭（品）強要（恐喝）、暴走行為、窃盗・万引、性に関する問題行動、薬物乱用行為等をいいます。

2 学習意欲があると認められること

日々の学習状況、生活態度等により判断してください。



学習状況が良好であるか否かを判断するに当たっては、生徒の優れた点や長所、生徒自身の成長や可能性、努力の過程、改善の状況等、生徒の状況を把握し、学業や生活態度等から総合的に判断してください。

なお、特別支援学校に進学し「就学奨励費」を受給する生徒は、この奨学金を借り受けることができません。特別支援学校に進学を予定している生徒の保護者から当該奨学金の申込みについて相談があった場合は、広島県教育委員会に相談するよう案内してください。

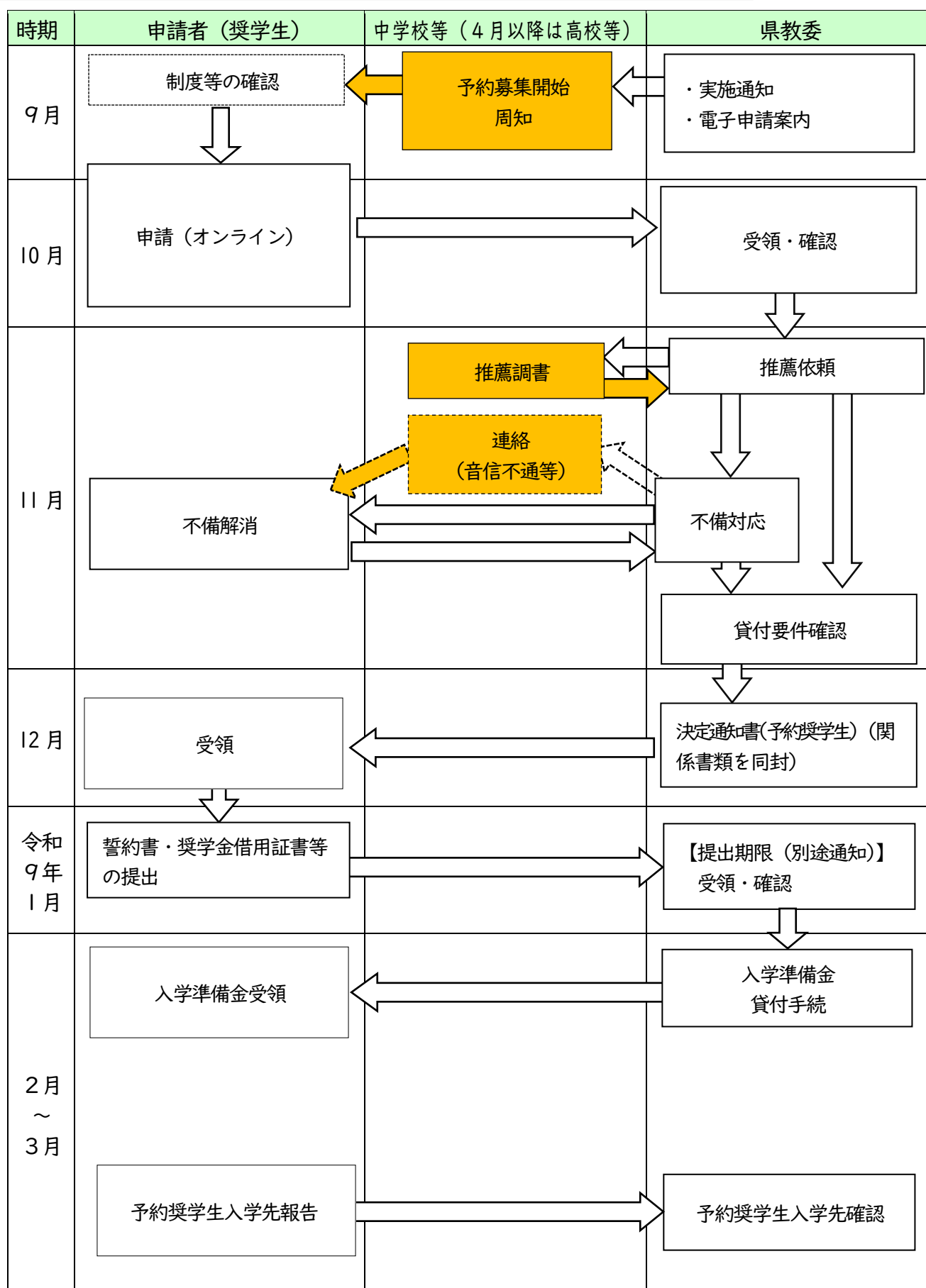
4 予約奨学生の決定について

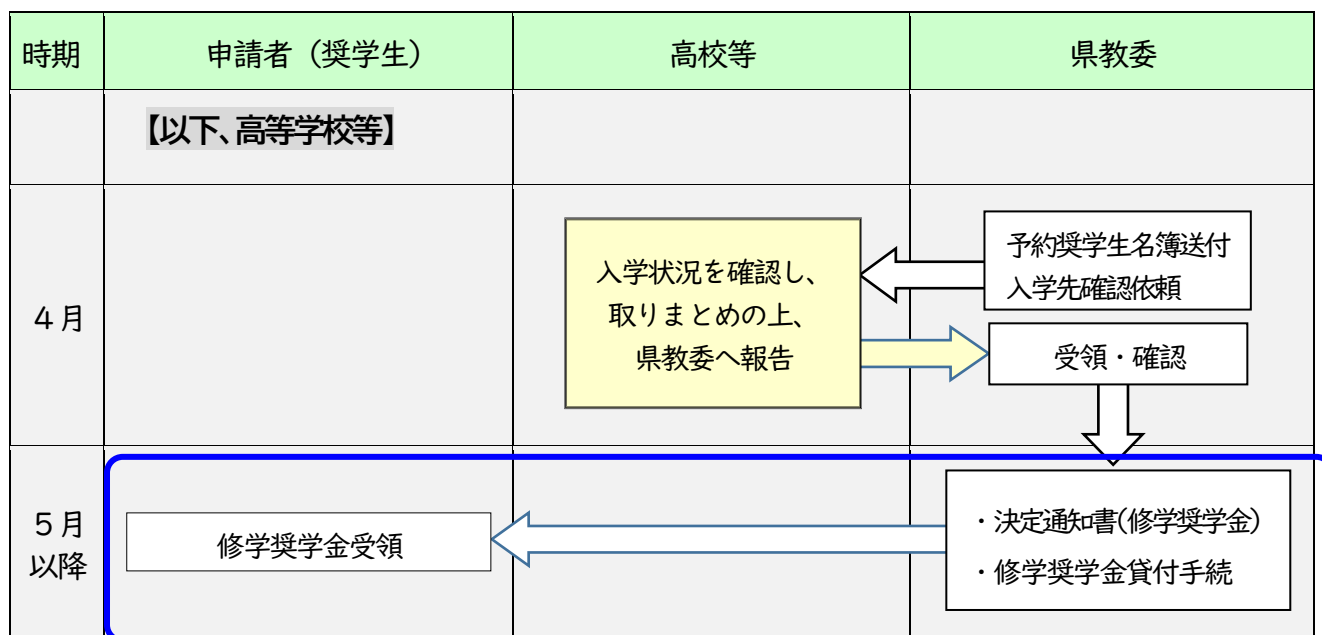
県教育委員会において、提出された申請書等を審査の上、12月中旬以降に予約奨学生を決定する予定です。

- 予約奨学生に係る審査結果は、申請者に直接決定通知書を送付してお知らせします。(関係学校等には決定者一覧を送付します。)
- 予約奨学生として決定した方には、併せて関係書類を送付し、期限までに県教育委員会へ直接提出するよう案内します。提出に不備があり、保護者等と連絡が取れない場合は、学校に問い合わせをすることがありますので、その際は協力をお願いします。
- 修学奨学金は、高等学校等に入学したことを確認した上で、奨学生として正式に決定します。
- 予約奨学生の決定を受けた後であっても、届出により、貸付けを辞退することは可能です。

参考

令和9年度予約募集に係る事務手続の流れ（1次締切）





※ は修学奨学金の手続。それ以外の手続は、共通。